

ASEAN サービス貿易協定 (ATISA)

(参考和訳)

2022年2月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部・バンコク事務所

報告書の利用についての注意事項

本参考和訳は、制定時（2020年10月）の法令に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

法令：ASEAN サービス貿易協定

<http://agreement.asean.org/media/download/20201111041414.pdf>

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

また、本レポートは制定時の法令の参考和訳です。最新の改正状況は [ASEAN ウェブサイト](#) でご確認ください。

はじめに

ASEANは2020年10月、「ASEAN 経済共同体（AEC）」におけるサービス分野の自由化を進展させるために「ASEAN サービス貿易協定（ATISA）」を署名し、2021年4月に発効させた。本協定は、内国民待遇（第6条）、最恵国待遇（第7条）、市場アクセス（第8条）などの中核的な義務と規律を定めるとともに、国内規制（第16条）についても、サービス貿易に影響がある場合に合理的、客観的、公平に運用することを求めている。こうした協定の内容は、ASEANで事業を行う日本企業にも適用される。

本参考和訳が、ASEANで事業を行う日本企業はもとより、今後同地域で事業を検討する企業の参考となれば幸いである。

2022年2月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部・バンコク事務所



ASEAN サービス貿易協定

東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国であるブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国およびベトナム社会主義共和国（以下、加盟国）の政府は、

1995年12月15日にタイのバンコクでASEAN経済大臣（AEM）によって署名されたASEANサービス枠組み協定（AFAS）および、これに続く実施のための議定書と、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）に基づく加盟国の約束を超えて自由化の深度及び範囲を拡大することで、サービス分野における加盟国間の協力を拡充し、サービス貿易に対する実質的にすべての制限を排除するとともに、サービス貿易を自由化するというその目的を認識し、

2012年4月2日にカンボジアのプノンペンで開催された第7回ASEAN経済共同体理事会の指令である既存AFASの見直しと拡充、すなわち、ASEAN投資分野に関する枠組み協定およびASEAN投資促進保護協定をASEAN包括的投資協定（ACIA）に、ASEAN自由貿易地域の共通実効特惠関税制度に関する協定をASEAN物品貿易協定にそれぞれ移行させたのと同じ方法でのASEANの経済的・分野的統合の拡充の必要性を鑑み、

さらに、2012年8月28日にカンボジアのシェムリアップで開催された第44回AEM会合で採択された拡充版ASEANサービス貿易協定（ATISA）の指導原則と目的に鑑み、

2016年8月3日にラオスのビエンチャンで開催された第48回AEM会合の決定、すな

わち、ASEAN 経済共同体ブループリント 2025 の指令およびその他の機会に基づく進行中の交渉を考慮しつつ、ATISA におけるネガティブリストの採用の可能性の探求にかかる指示を認識し、

ASEAN 域内の経済協力によってサービス分野における自由な貿易の枠組みが確保され、加盟国間のサービス貿易の強化と拡充につながることを認め、

GATS の規則および原則に対する約束を再確認し、GATS 第 5 条において経済統合協定に対する当事国間でのサービス貿易の自由化が許可されることを認識し、

次のとおり協定した。

第 I 部 一般的規定

第 1 条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 経済的つながりを強化し、経済発展の機会を拡大させること。
- (b) サービス分野における貿易および投資を増大し、市場および規模の経済を拡大させること。
- (c) サービスの貿易および投資の障壁を軽減し、予測可能なビジネス環境を創出すること。
- (d) この協定によって拡大される機会の活用促進および円滑化、規制協力の促進、人材開発の面での協力の構築、並びに貿易および投資活動における中小企業の参加増大を中心に、加盟国間の経済的関係を強化すること。

- (e) 加盟国間の開発格差を縮小することで、衡平で、均衡がとれており、かつ持続可能な社会経済発展を達成すること。

第 2 条 適用範囲

- 1 この協定は、サービス貿易に影響する加盟国の措置について適用する。

- 2 この協定は、次のものについては適用しない。
 - (a) 各加盟国の領域内で政府の権限の行使において提供されるサービス

 - (b) 商用目的の再販売または商用目的に販売されるサービスの提供に使用するためではなく政府の目的のために購入されたサービスの政府機関による調達に関する法令、規制または要件

 - (c) カボタージュ

 - (d) 補助金および助成金

 - (e) 付与の方法を問わず航空交通権、または交通権の行使に直接関連するサービス

 - (f) 航空運送付随サービスに関する附属書に定める航空運送付随サービスを除く航空運送サービス

第 3 条 ASEAN 包括的投資協定（ACIA）との関係

- 1 2009 年 2 月 26 日にタイのチャームで署名された ACIA とその後の改正は、本協定の対象となる加盟国によって採用または維持する措置については適用しない。

2 1の規定に関わらず、サービス提供の業務上の拠点に関する投資の保護において、ACIAの第11条（投資の取扱い）、第12条（対立の場合の補償）、第13条（移転）、第14条（収用と補償）、第15条（代位）および第B部（投資家と加盟国間の投資紛争）は、ACIAに基づく投資および義務に関連する範囲に限り、業務上の拠点を通じた加盟国のサービス提供者によるサービスの提供に影響を及ぼす措置に準用する。

3 疑いを避けるため、ACIAの第11条（投資の取扱い）、第12条（対立の場合の補償）、第13条（移転）、第14条（収用と補償）、第15条（代位）および第B部（投資家と加盟国間の投資紛争）は、この協定に組み入れられない。

4 明確化のため、この協定の規定の違反は、投資国紛争解決制度を含め、ACIAに基づく紛争解決制度に準じない。

第4条

ASEAN 自然人移動協定との関係

1 2012年11月19日にカンボジアのプノンペンで署名されたASEAN自然人移動協定（以下「MNPに関するASEAN協定」という）は、その他の加盟国の領域内における加盟国の自然人の移動を通じたサービスの提供に影響を及ぼす加盟国の措置について適用し、この協定に矛盾する場合は優先する。

2 この協定の第II部および第III部の規定に関して、MNPに関するASEAN協定は、他の加盟国における加盟国の自然人の移動を通じたサービスの提供に影響を及ぼす措置に優先し、排他的にこれについて適用する。

第5条

定義

この協定の適用上、

- (a) 「政府の権限の行使において提供されるサービス」とは、商業ベースにおいても、1以上のサービス提供者との競合においても提供されないサービスをいう。

- (b) 「**業務上の拠点**」とは、次のことを通じたものを含め、サービスの提供を目的とした加盟国の領域内における事業または職業上の施設の種類をいう。
- (i) 法人を設立、取得または維持すること。
 - (ii) 支店または駐在員事務所を設置または維持すること。
- (c) 「**計算施設**」とは、商用目的の情報の処理または保存のためのコンピュータサーバおよび保存装置をいう。
- (d) 「**直接税**」とは、総収入、総資本または収入もしくは資本の要素に対するあらゆる租税をいい、財産の譲渡益に対する租税、不動産、相続財産および贈与に対する租税、企業が支払う賃金または給与の総額に対する租税、資本増価に対する租税等を含む。
- (e) 「**AFAS 最終パッケージ**」とは、第 11 条（適合しない措置）に従って適合しない措置に関する表の効力発生の前に、AEM によって署名された AFAS に基づく加盟国の約束の第 10 パッケージと、ASEAN 財務大臣（AFM）および ASEAN 運輸大臣（ATM）によって署名された最終パッケージをいう。
- (f) 「**GATS**」とは、サービスの貿易に関する一般協定をいう。
- (g) 「**投資**」とは、ACIA 第 4 条（定義）(c)またはその改正に定義される投資をいう。
- (h) 「**投資家**」とは、加盟国の自然人または加盟国の法人であって、他の加盟国の領域内において投資を行っているまたは行っている者をいう。
- (i) 「**法人**」とは、営利目的かどうか、民間の所有か政府の所有かを問わず、加盟国の適用法に基づき正式に設立または組織された事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業および団体を含む）をいう。
- (j) 「**他の加盟国の法人**」とは、次のいずれかの法人をいう。

- (i) 他の加盟国の法律に基づき設立または組織されており、当該加盟国またはその他の加盟国の領域内において実質的に事業活動を行っている法人
- (ii) 業務上の拠点を通じたサービスの提供の場合、次のいずれかによって所有または支配される法人
 - (1) 当該加盟国の自然人
 - (2) 上記(i)に該当する当該その他の加盟国の法人
- (k) 法人は、
 - (i) 加盟国の者によって持分の過半数が実質的に所有されている場合、当該加盟国の者によって「**所有**」され、
 - (ii) 取締役の過半数を指名するほか、加盟国の者がその活動を法的に指揮する権限を有している場合、当該者によって「**支配**」されており、
 - (iii) 他者を支配しもしくは支配されるか、または他者と同一の者によって支配される場合、当該他者と「**関係**」している。
- (l) 「**措置**」とは、加盟国による措置をいい、法令、規定、手続、決定、行政措置その様式を問わない。
- (m) 「**加盟国の措置**」とは、次のいずれかによって実施される措置をいう。
 - (i) 加盟国の中央政府、地域政府または地方政府
 - (ii) 加盟国の中央政府、地域政府または地方政府より委任された権限の行使において、非政府組織
- (n) 「**サービス貿易に影響を及ぼす加盟国の措置**」は、次のことに関する措置を含む。

¹ 「措置」は、GATS の対象となる範囲において租税措置を含む。

- (i) サービスの購入、支払または使用
 - (ii) あるサービスの提供に関連して、加盟国によって一般への提供が要求されるサービスへのアクセスおよびその使用
 - (iii) 業務上の拠点を含め、他の加盟国の領域内におけるサービスの提供を目的とした1つの加盟国の者の移動
- (o) 「サービスの独占的提供者」とは、ある加盟国の領域の関連市場において、当該サービスの唯一の提供者として当該加盟国によって正式にまたは実質的に許可または設置された者をいい、公私を問わない。
- (p) 「他の加盟国の自然人」とは、当該加盟国の法律に基づく自然人であって、次のいずれかの者をいう。
- (i) 当該加盟国の国民または市民
 - (ii) 当該加盟国とサービス提供国である加盟国の両方が永住者として認識し、サービス貿易に影響を及ぼす措置に関して、永住者に対する実質的に同一の待遇を与える場合において、当該加盟国において永住権を有する者
- (q) 「者」とは、自然人と法人のいずれかをいう。
- (r) サービスの「分野」とは、次のものをいう。
- (i) 特定の約束に関連する場合、加盟国の表の定めに従い、当該サービスの1以上またはすべての小分野
 - (ii) 上記以外の場合、その小分野のすべてを含め、当該サービス分野の全部
- (s) 「サービス」は、政府の権限の行使において提供されるサービスを除き、あらゆる分野におけるあらゆるサービスを含む。
- (t) 「サービス消費者」とは、サービスを受領または使用する者をいう。

- (u) 「他の加盟国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。
- (i) 当該他の加盟国の領土からもしくは当該他の加盟国の領土内において、または海上運送の場合には当該他の加盟国の法律に基づき登記された船舶または全部か一部かを問わず船舶の運用および／もしくは使用を通じてサービスを提供する当該他の加盟国の者によって提供されるサービス
 - (ii) 業務上の拠点または自然人の移動を通じたサービスの提供の場合において、当該他の加盟国のサービス提供者によって提供されるサービス
- (v) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう²。
- (w) 「サービスの提供」は、サービスの生産、流通、マーケティング、販売および納入を含む。
- (x) 「サービスの貿易」とは、次のいずれかをいう。
- (i) 加盟国の領域内から他の加盟国の領域内へのサービスの提供（「越境取引」）
 - (ii) 加盟国の領域内における他の加盟国のサービス消費者へのサービスの提供（「海外消費」）
 - (iii) 加盟国のサービスの提供者による他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じたサービスの提供（「業務上の拠点」）
 - (iv) 加盟国のサービスの提供者による他の加盟国の領域内における自然人の移動を通じたサービスの提供（「自然人の移動」）
- (y) 「運輸権」とは、加盟国の領域から、加盟国の領域に向けて、加盟国の領域内または加盟国の領域上空において、運航しまたは有償もしくは貸切りで、旅客、

² サービスが法人から直接ではなく支店や駐在員事務所等の業務上の拠点の他の形態を通じて提供される場合、サービス提供者（すなわち、当該法人）は、かかる形態を通じた提供にかかわらず、この協定に基づきサービス提供者に対して定める待遇を受ける。かかる待遇は、サービスが提供される形態に対して適用されるが、サービスが提供される領域外に所在する提供者の他の部分に対して必ずしも適用されない。

貨物もしくは郵便物を運送する定期または非定期のサービスのための権利（運航地点、運営航路、運送するものの種類、提供する輸送力、請求する運賃およびその条件並びに航空会社の指定基準（数、所有および支配に基づく基準を含む）をいう。

第Ⅱ部 中核的義務および規律

第 6 条 内国民待遇

- 1 各加盟国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関して、他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対して、同様の状況において³自国のサービスおよびサービス提供者に対して⁴与えられる待遇を与える。
- 2 各加盟国は、自国の同様のサービスおよびサービス提供者に対するものと正式に同一の待遇または正式に異なる待遇のいずれかによって、他の加盟国の同様のサービスおよびサービス提供者に対する 1 の要件を満たすことができる。
- 3 正式に同一の待遇または正式に異なる待遇は、他の加盟国の同様のサービスまたはサービス提供者と比較して、当該加盟国のサービスまたはサービス提供者に有利なように競争条件を修正する場合、有利でないとみなされる。

第 7 条 最恵国待遇

- 1 各加盟国は、他の加盟国のサービス提供者に対して、同様の状況においてそれ以外の加盟国または非加盟国のサービス提供者に与えられる待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

³ 明確化のため、第 6 条（内国民待遇）又は第 7 条（最恵国待遇）に基づく「同様の状況」において与えられる待遇かどうかは、正当な公共福祉の目的に基づきサービス間又はサービス提供者間で相違があるかどうか等、当該状況の全体によって異なる。

⁴ この条のいかなる規定も、加盟国に対して、サービス又はサービス提供者の外国的要素から生じる内在的な競争上の不利益の補償を要求すると解してはならない。

2 各加盟国は、他の加盟国によって提供されるサービスに対して、同様の状況においてそれ以外の加盟国または非加盟国のサービス提供者により自国領域内で提供されるサービスに与えられる待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

3 明確化のため、この協定の範囲内にあるサービスに関して、ある加盟国が当該加盟国を当事者とする将来の協定または取決めに基づき、それ以外の加盟国または非加盟国のサービス提供者およびサービスに対して与える優遇措置は、最恵国待遇の原則に基づきすべての加盟国に対して適用される。ATISA の署名より前に締結または署名された協定および取決め並びに将来におけるこれらの改正はこの条に準じない。

4 1 から 3 までに定める待遇は金融サービスについては適用せず、金融サービスに関する附属書第 11 条（最恵国待遇）は金融サービスについて適用する。

5 この協定の規定は、国内で生産かつ消費されるサービスの国境区域に限定した交換の円滑化を目的として、加盟国が近隣国に優遇措置を与えることを妨げない。

6 1 から 5 までの規定にかかわらず、2 カ国以上の加盟国（「参加加盟国」）は、特定の分野または小分野を対象としたサービス貿易の自由化について交渉および合意することができる。最恵国待遇の原則に基づく残りの加盟国への当該優遇措置の適用は、参加加盟国側での任意によるものとする。

7 参加加盟国は、ASEAN 事務局を通じて残りの加盟国へ交渉の進捗または結果を通知する。参加加盟国間で進行中の交渉への参加を希望する加盟国は、参加加盟国と協議のうえ参加することができる。

8 6 の規定に従って締結された協定の当事者でない加盟国は、参加加盟国に対して同様または許容できる水準を申し出ることによって、適宜に当該協定の当事者となることができる。

第 8 条 市場アクセス

加盟国は、一部の地域か領域全体かを問わず、次のいずれかに定義される措置を維持または制定してはならない。

- (a) サービス提供者の数の制限（数量割当、独占、排他的なサービス提供者または経済ニーズテストの要求のいずれによるものであるかを問わない）
- (b) サービスの取引または資産の総額に対する制限（数量割当てによるものまたは経済ニーズテストの要求によるもの）

- (c) サービスの事業の総数または指定された数量単位によって表示された金融サービス総産出量の制限（数量割当てによるものまたは経済ニーズテストの要求によるもの）⁵
- (d) 特定のサービスの分野において雇用され、またはサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該適用に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるものまたは経済ニーズテストの要求によるもの）
- (e) サービス提供者がサービスを提供するにあたり、法定の事業体または合弁企業について特定の形態を制限しまたは指定する措置
- (f) 外資保有最大比率または個別もしくは合計の外国投資の上限に関して、外資参加に対する制限

第 9 条

拠点設置・居住要求

加盟国は、サービスの越境取引の条件として、他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の領域内における駐在員事務所またはその他法人形態の設立または維持、あるいは居住することを要求してはならない⁶。

第 10 条

経営幹部および取締役会

- 1 加盟国は、自国の法人に対して特定の国籍の自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない。
- 2 加盟国は、自国の法人の取締役の過半数が自国の領域内における特定の国籍または居住者であることを要求できるが、自己の投資に対して支配を行使する投資家の能力に重要な悪影響を与えないことを条件とする。

第 III 部

留保

⁵ (c)は、サービスの提供に対する投入を制限する加盟国の措置には適用されない。

⁶ この条のいかなる規定も、加盟国が計算施設の使用及び設置に関する規制措置を制定及び維持することを妨げない。

第 11 条 適合しない措置

1 第 6 条（内国民待遇）、第 7 条（最恵国待遇）、第 8 条（市場アクセス）、第 9 条（拠点設置・居住要求）および第 10 条（経営幹部および取締役会）は次のものについては適用しない。

- (a) 次のいずれかにおいて加盟国が維持している既存の適合しない措置
 - (i) 附属書 I の適合しない措置の表に定める中央レベルの政府
 - (ii) 附属書 I の適合しない措置の表に定める地域レベルの政府
 - (iii) 地方政府
- (b) 上記(a)に定める適合しない措置の継続または迅速な更新
- (c) 上記(a)に定める適合しない措置の改正であって、各加盟国の効力発生の日の直前の状態から、第 6 条（内国民待遇）、第 7 条（最恵国待遇）、第 8 条（市場アクセス）、第 9 条（拠点設置・居住要求）および第 10 条（経営幹部および取締役会）に対する当該措置の適合性を損なわない範囲

2 第 6 条（内国民待遇）、第 7 条（最恵国待遇）、第 8 条（市場アクセス）、第 9 条（拠点設置・居住要求）および第 10 条（経営幹部および取締役会）は、附属書 II の適合しない措置の表に定めるところにより、加盟国が分野、小分野または活動に関して制定または維持する措置には適用しない。

3 この協定に添付する附属書 I および II に定める適合しない措置の表はこれら附属書の不可分の一部を構成する。

4 加盟国は、この協定の効力発生の後、1 の(a)に定める適合しない措置の改正であって、各加盟国の効力発生の日の直前の状態から、第 6 条（内国民待遇）、第 7 条（最恵国待遇）、第 8 条（市場アクセス）、第 9 条（拠点設置・居住要求）および第 10 条（経営幹部および取締役会）に対する当該措置の適合性を損なわない範囲が適用される原則について協議を開始する。この協議の結果は、各加盟国の適合しない措置の表の効力発生時に実施されるものとする。

第 12 条

適合しない措置の表への移行

1 加盟国は、この協定の効力発生から 5 年以内に、第 11 条（適合しない措置）に従った附属書 I および附属書 II に定めるそれぞれの適合しない措置の表を ASEAN 事務局に提出する。ベトナムは、この協定の効力発生から 7 年間の追加期間を与えられる。カンボジア、ラオスおよびミャンマーは、この協定の効力発生から 13 年間の追加期間を与えられる。各加盟国それぞれの表に定める適合しない措置は、AFAS 最終パッケージに基づき提案された貿易自由化の水準と同等以上であるものとする。

2 加盟国は、この条の 1 に従って附属書 I および II の適合しない措置の表を定めた後 2 年間にわたり、AFAS 最終パッケージに基づく約束表に基づく約束の水準を減じない範囲において、附属書 I および II の適合しない措置の表を改正する権利を留保する。

3 附属書 I および II の適合しない措置の表は、この協定の効力発生から 7 年間、ベトナムについてはこの協定の効力発生から 9 年間、カンボジア、ラオスおよびミャンマーについてはこの協定の効力発生から 15 年間において、AFAS に基づく加盟国の約束表と共に存在する。この期間において、加盟国の約束の解釈に相違が生じた場合には、AFAS に基づく約束表が優先する。

第 13 条

セーフガード措置

1 加盟国は、GATS 第 10 条に従った緊急セーフガード措置の疑義に関する多国間交渉が無差別の原則に基づくことを認識している。このような多国間交渉の妥結後、加盟国は、この協定を適切に改正して、多国間交渉の結果が組み込まれるように、見直しを実施する。

2 この協定における約束の実施により、1 に定める多国間交渉の妥結前に、ある加盟国のサービス分野に重大な悪影響が生じた場合、影響を受ける加盟国は、関係する 1 以上の加盟国との協議を要請することができる。被要請側加盟国は、重大な悪影響を生じさせていると認める約束およびその影響を軽減するために要請側加盟国が制定する措置の可能性についての協議を開始する。要請側加盟国はこの項に基づく協議の要請についてその他のすべての加盟国に通知する。

3 2 の規定に従って実施される措置は、協議参加加盟国が相互に合意するものとする。

4 協議参加加盟国は、実行可能な限り速やかに、ただし遅くとも協議の妥結後に開催される AEM までに、他のすべての加盟国に協議の結果を通知する。

第IV部 規制的義務および規律

第14条 透明性

1 加盟国は、サービス提供者が各加盟国の市場へ互いにアクセスし、業務を行うことができるようにするにあたって、サービス貿易に関する透明性のある措置が重要であることを認める。各加盟国は、サービス貿易における規制上の透明性を推進する。

公表

2 各加盟国は、速やかに、ただし緊急の場合を除いて遅くともそれぞれの効力発生の日までに、次のことを公表する。

(a) 一般に適用される関連措置であって、この協定の運用に関連しまたは影響を及ぼすもの

(b) 自国が締結している国際協定であって、サービス貿易に関連しまたは影響を及ぼすもの

3 各加盟国は、2に定める措置および国際協定を、可能な範囲においてインターネット上で、また、国内の法的枠組みに基づき定める範囲において、英語で利用可能なものとする。

4 2および3に定める公表が実務的でない場合には、これら情報は他の方法によって公に利用可能なものとする。

5 各加盟国は、可能かつ国内の法的枠組みに基づき定める範囲において、一般に適用される規定であって、サービス貿易に影響を及ぼすものの制定、改正または破棄について、制定および公表に先立ち、加盟国の利害関係者からの意見を求める合理的な機会を提供する。

6 各加盟国は、可能な範囲において、この協定の主題に関する最終規定の公表とその効力発生の日との間に合理的な期間を設ける。

連絡先

7 各加盟国は、この協定に関する事項について加盟国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。他の加盟国の要請があった場合、連絡部局は、次のことを行う。

⁷ 明確化のため、加盟国は、これら情報が各加盟国の選択した言語で公表できることに同意する。

- (a) 関連事項を所轄する部局および職員を特定すること。
- (b) 当該事項に関して、要請側加盟国との連絡の円滑化において必要な支援を行うこと。

8 各加盟国は、次の事項に関する特定の情報についての他の加盟国からの要請に対して速やかに対応する。

- (a) 2の(a)に定める措置または2の(b)に定める国際協定
- (b) 既存の法令または行政上の指針の新規施行または変更であって、この協定に基づく自国の約束の対象となるサービス貿易に重大な影響を及ぼすもの

9 各加盟国は、可能かつ自国の法令に基づき要求される範囲において、この協定の主題に関する自国の関連措置についての加盟国利害関係者からの照会に対応する。

第 15 条

秘密情報の開示

1 この協定のいかなる規定も、加盟国に対し、自国の秘密の情報であって、その開示が自国の法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、または公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものをその他の加盟国に提供することを要求するものではない。

2 加盟国がこの協定に従って他の加盟国に情報を提供し、当該情報を秘密と指定する場合、その他の加盟国は当該情報の秘密を保持する。当該情報は、所定の目的のみに使用され、これを提供した加盟国による特別の書面の許可なしにこれ以外のために開示されないものとする。

第 16 条

国内規制

1 各加盟国は、一般に適用される措置であって、サービス貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平に運用されることを確保する。

2 (a) 各加盟国は、影響を受けたサービス提供者の要請があった場合に、サービス貿易に影響を及ぼす行政上の決定の迅速な見直しと、正当化される場合には適切な救済を提供する司法上、仲裁上または行政上の裁判または手続を維持し、実行可能

な限り速やかにこれを開始する。そのような手続きが、関係する行政決定を委託された機関から独立していない場合、加盟国は、手続きが実際に客観的かつ公平な見直しを提供することを保証するものとする。

- (b) (a)の規定は、加盟国に対し、これが自国の憲法上の構成または法体系の性質に反する場合において、これら裁判または手続の開始を要求すると解してはならない。

3 サービスの提供に対して国内法令および規制により許可が要求される場合、その加盟国の権限のある当局は次のことを行う。

- (a) 不完全な適用の場合には、申請者の要請に応じて、適用を完全にするために必要なすべての追加情報を特定し、不足を是正するための合理的な猶予期間を与えること。
- (b) 申請者の要請に応じて、不当に遅延させることなく、適用の状況に関する情報を提供すること。
- (c) 国内法令および規制に基づき完全であるとみなされる申請の提出後合理的な期間内に、申請者に対して申請に関する決定を通知すること。
- (d) 申請が終了または却下される場合、可能な限り最大限の範囲において、書面により、遅延なく、申請者に対してその処理の理由を通知すること。申請者は自己の裁量により新たな申請の再提出が可能なものとする。

4 加盟国は、認可もしくは資格の要件および手続に関する措置、またはサービスの提供の条件としての技術規格に関する手続を制定または維持する場合、次のことを確保する。

- (a) 当該措置が客観的かつ透明性のある基準に基づくものであること。
- (b) 当該要件が存在する場合において、手続が公正であり、申請者が当該要件を満たしているかどうかを立証するために十分であること。
- (c) 手続が合理的であり、それ自体が要件の達成を不当に妨げるものでないこと。

5 (a) 加盟国は、次のような態様で、この協定に基づく自己の義務を無効にし、または減じる認可および資格の要件並びに技術規格を適用してはならない。

- (i) 4の(a)、(b)または(c)の基準に準拠しない態様
- (ii) これら分野について当該加盟国の約束がなされた時点で合理的に予測できない態様

- (b) 加盟国が(a)の規定に基づく義務に従っているかどうかの決定においては、当該加

盟国が適用する関連国際組織の国際基準を考慮する。

6 専門的サービス⁸に関して、各加盟国は、その他の加盟国の専門的能力を確認するために十分な手続を定める。

7 各加盟国は、国内法令および規制によって許可される範囲において、自国の権限のある当局が原本の代わりに、国内法令および規制に従って証明された文書の写しを認めることを確保する。

8 認可または資格の要件に調査の完了が含まれる場合、各加盟国は、実行可能な限りにおいて、次のことを確保する。

(a) 合理的な頻度で調査が予定されること。

(b) 利害関係者が申請を提出できるように合理的な猶予期間が与えられること。

9 加盟国は、自国の国内法令および規制に従って、紙の提出と同等に真正であるものとして、電子的様式での申請を認めるよう努める。

10 各加盟国は、権限のある当局が請求する許可手数料⁹が合理的かつ透明性があり、それ自体が関連サービスの提供を制限するものでないことを確保する。

11 GATS 第 6 条第 4 項に関連する交渉の結果の効力が発生する場合、この条は、加盟国間で協議の上、この協定に基づき当該結果を有効とさせるように、必要に応じて改正されるものとする。

第 17 条 承認

1 加盟国は、サービス提供者の認可または認定のため、他の加盟国において取得した教育もしくは経験、達成した要件、または付与された認可もしくは認定を承認することができる。この承認は、調和等を通じて達成することができ、関係加盟国との協定もしくは取決めに基づくか、または自主的に与えることができるものとする。

2 この条のいかなる規定も、加盟国が自主的に承認を与えることを妨げると解してはならない。加盟国は、他の加盟国に対して自主的に承認を与える場合、その他の加盟国に対しても、自国の領域内において取得された教育、経験、認可もしくは認定、または達成した要件が承認されるべきであることを立証するための十分な機会を与える。

⁸ WTO 文書 MTN.GNS/W/120 のビジネスサービス分野に基づく分類による。

⁹ 許可手数料には、認可手数料及び資格手続に関する手数料が含まれるが、天然資源の利用、競売、入札、その他譲許決定のための無差別な手段に対する支払、又は普遍的サービス提供への義務的拠出に対する手数料は含まれない。

3 加盟国は、専門家および熟練労働者の移動性をさらに円滑化するため、適切と認める分野における相互承認の協定または取決めについて権限のある当局が交渉することを奨励する。

4 加盟国は、サービス提供者の許可、認可もしくは認定の基準もしくは条件の適用における加盟国間での差別、またはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

第 18 条

支払および資金移動

1 第 19 条（国際収支の擁護のための制限）に定める状況を除き、加盟国は、サービスの提供に関連する経常取引のための国際資金移動および支払であって、この協定に基づき許可することを約束しているものに対して制限を適用してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に準拠した為替処理の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金 (IMF) 加盟国としての加盟国の権利および義務に影響を及ぼさない。ただし、加盟国は、第 19 条（国際収支の擁護のための制限）に基づく場合または IMF の要請があった場合を除き、資本取引に対して制限を課してはならない。

第 19 条

国際収支の擁護のための制限

1 ある加盟国の国際収支および対外財政状態が相当に悪化しもしくは悪化する恐れがあるか、または例外的な状況において、資本の移動により、当該の加盟国に深刻な経済的または財政的混乱が生じもしくは生じる恐れがある場合、当該加盟国は、支払または資金移動を含めサービス貿易に対する制限を制定または維持することができる。経済開発または経済移行の過程における加盟国の国際収支に対しての特定の圧力によって、特に経済開発または経済移行にかかるプログラムの実施のための十分な資金水準を維持するにあたり、制限の利用が必要となる場合のあることを認める。

2 1 に定める制限は、次のことを条件とする。

- (a) 加盟国間で差別しないこと
- (b) 国際通貨基金協定に適合すること。
- (c) その他の加盟国の商業的、経済的および財政的利益に対する不要な損害を防止す

ること。

(d) 1に定める状況に対処するために必要な制限を超えないこと。

(e) 一時的であり、1に定める状況が改善するに伴って段階的に廃止されること。

3 加盟国は、これら制限の発生の決定にあたり、自国の経済または発展プログラムによって欠かせないサービスの提供を優先することができる。ただし、これら制限は、特定のサービス分野の保護を目的として制定または維持されないものとする。

第 20 条

独占および排他的サービス提供者

1 各加盟国は、自国領域内のサービスの独占的提供者が、関連する市場での独占的サービスの提供において、第 7 条（最恵国待遇）および第 11 条（適合しない措置）に基づく自国の義務に反しないことを確保する。

2 1つの加盟国の独占的提供者が直接または提携する会社を通じてその独占権の範囲外におけるサービスの提供に競合し、これがこの協定に基づく当該加盟国の約束の対象となる場合、加盟国は、当該提供者がその独占的地位を乱用して自己の領域内でこれら約束に反しないことを確保する。

3 AEM は、その他の加盟国のいずれかのサービスの独占的提供者が 1 または 2 の規定に反していると信じるに足る根拠のある加盟国より要請のあった場合、加盟国に対し、当該提供者が関連する業務について特定の情報を提供することを確保、維持または許可するよう要請することができる。

4 この協定の効力が生じる日の後に、この協定に基づく自国の約束の対象となるサービスの提供に関して、1つの加盟国が独占権を付与する場合、当該の加盟国は、独占権付与の実施予定の 3 カ月前までに AEM に通知するものとし、第 33 条（改正）を適用する。

5 この条の規定は、加盟国が、正式にまたは事実上、(a)少数のサービス提供者を許可または設定し、(b)自国の領域内におけるこれらサービス提供者間での競争を実質的に制限する場合において、排他的サービス提供にも適用する。

第 21 条

ビジネス上の慣習

1 加盟国は、第 20 条（独占および排他的サービス提供者）に該当するもの以外に、サービ

ス提供者のビジネス上の慣習が競争を抑制し、これによってサービス貿易を制限する可能性のあることを認める。

2 各加盟国は、他の加盟国のいずれかの要請がある場合、1 に定める慣習の排除の観点から協議を実施する。被要請側加盟国は、要請に対して完全かつ好意的な考慮を払い、問題の事項に関連する一般に利用可能な秘密でない情報の提供を通じて協力する。また、被要請側加盟国は、自国の国内法および要請側加盟国による秘密保持に関する満足のいく協定の締結を条件に、要請側加盟国に対して他の情報も提供する。

第 22 条 一般的例外

同様の状況の下にある国の間での恣意的もしくは不当な差別、またはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことの必要性を条件に、この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を制定または実施することを妨げると解してはならない。

- (a) 公衆道徳の保護または公衆秩序の維持に必要な措置¹⁰
- (b) 人、動物または植物の生命または健康の保護に必要な措置
- (c) 次の事項に関するものを含め、この協定の規定に反しない法令および規制の遵守の確保に必要な措置
 - (i) 詐欺的で不正な慣習の防止、またはサービス契約の違反の影響への対処
 - (ii) 個人情報の処理および周知に関連する個人のプライバシーの保護、並びに個人の記録および勘定の秘密性の保護
 - (iii) 安全
- (d) 待遇の違いがその他の加盟国のサービスまたはサービス提供者に関して直接税の公平または効果的な¹¹賦課または徴収の確保を目的とすることを条件に、第 6

¹⁰ 公衆秩序に関する除外は、社会の根本的利益のひとつに対して真実かつ十分に深刻な脅威のある場合に限り想定することができる。

¹¹ 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収の確保を目的とする措置には、加盟国が自国の税制に基づき実施する次のいずれかの措置が含まれる。

- (i) 加盟国の領域を源泉とし又は領域内に所在する課税対象に関して非居住者の納税義務が決定されるという事実を認めて、非居住者であるサービス提供者に適用する措置
- (ii) 加盟国の領域における租税の賦課又は徴収の確保のために非居住者に適用する措置
- (iii) 遵守措置を含め、租税回避又は脱税の防止のために非居住者又は居住者に適用する措置
- (iv) 加盟国の領域を源泉とする消費者に対する租税の賦課又は徴収の確保のために、他の加盟国の領域において又は他の加盟国の領域から提供されたサービスの消費者に適用する措置
- (v) 両者間での課税標準の違いを認めて、全世界所得課税の対象となるサービス提供者とその他のサービス提供

条（内国民待遇）に反する措置

- (e) 待遇の違いが加盟国に対して拘束力をもつ二重課税の回避に関する協定またはその他国際協定もしくは取決めにおける二重課税の回避に関する規定の結果であることを条件に、第 7 条（最恵国待遇）に反する措置

第 23 条 安全保障のための例外

- 1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。
 - (a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める情報の提供を要求すること。
 - (b) 加盟国が自国の安全保障上重大な利益の保護のため必要であると認める次のいずれかの措置の実施を妨げること。
 - (i) 軍事施設に提供するために直接または間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (ii) 核分裂、核分裂性物質またはその生産原料である物質に関する措置
 - (iii) 通信、電力および水道のインフラ基盤を含む中枢的な公共インフラ基盤を使用不能にし、または破壊することを意図した計画的な企てから、当該公共インフラ基盤を防御するためにとる措置
 - (iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
 - (c) 加盟国が国際の平和および安全の維持のため、国際連合憲章に基づく義務に従った措置の実施を妨げること。
- 2 AEM は、1 の(b)および(c)に基づき実施される措置およびその終了について可能な限り最大限の範囲で通知される。

者を区別する措置

- (vi) 加盟国の課税標準の保護のため、居住者若しくは支店の、又は同一の者の関係者又は支店間で、所得、利益、利得、損失、所得控除又は税額控除を決定し、割り当て又は配分する措置
- 第 22 条（一般的例外）の(d)及びこの脚注における税務上の用語又は考え方は、措置を実施する加盟国の国内法に基づく税務上の定義及び考え方又はこれと同等又は類似の定義又は考え方によって決定される。

第 24 条 補助金

- 1 第 2 条（適用範囲）の規定にかかわらず、加盟国は、この協定へこれらを組み込むという観点から、GATS 第 15 条に基づき合意された規律と照らし合わせて、サービス貿易に関連する補助金に対しての規律について見直す。
- 2 加盟国は、他の加盟国のサービス貿易に関連する補助金によって悪影響を受けていると認める場合、当該事項について当該他の加盟国との協議を要請することができる。被要請側加盟国は要請に対して好意的な考慮を払う。
- 3 第 34 条（紛争解決）の規定は、この条の規定に基づく要請もしくは協議、またはこの条の規定よりもしくはこの条の規定に基づき加盟国間で生じる紛争に適用しない。

第 V 部 円滑化および協力

第 25 条 中小零細企業の ASEAN 経済共同体（AEC）への参加推進

- 1 加盟国は、中小零細企業（MSMEs）がこの協定によって与えられる機会に参加し、その利益を得る能力を高める。
- 2 加盟国は、次の分野における協力を努める。
 - (a) 中小零細企業に対する能力開発（この協定に基づき利用できる可能性のある利益を周知するための研修、指導、ワークショップおよびセミナー等を含む。）の策定および促進
 - (b) 中小零細企業がグローバルサプライ・バリューチェーンに効果的に参加し統合することを支援するプログラム策定の円滑化
 - (c) 中小零細企業がその他の加盟国の市場へアクセスすることを阻害し得る障害の特定および対応
 - (d) 貿易および投資の活動を行う中小零細企業の能力を向上するために可能な解決策であって、相互に許容できるものの特定および合意

- (e) 中小零細企業に関連するこの協定の監視および実施において加盟国を支援する情報の交換
- (f) その他の相互に合意された活動

3 いずれの加盟国も、この条に基づき生じる事項のため、第 34 条（紛争解決）に基づく紛争解決の資源を有していない。

第 26 条

技術的協力

加盟国は、資源の利用可能性を条件に、第 11 条（適合しない措置）に従った適合しない措置の表の準備を円滑化するにあたって、加盟国間での技術的協力並びに知識および経験の共有の重要性を確認する。

第 27 条¹²

カンボジア※、ラオス※、ミャンマー※およびベトナムの参加推進

- 1 ASEAN 加盟国の発展の水準の違いを考慮し、この協定は、カンボジア※、ラオス※、ミャンマー※およびベトナムに対する特別かつ異なる待遇に関する規定を含め、柔軟性のある適切な形態を含む。
- 2 この点について、カンボジア※、ラオス※、ミャンマー※およびベトナムのこの協定への参加の増大は、次のことによって円滑化される。
 - (a) 特に商業ベースでの技術へのアクセスを通じて、国内のサービス能力とその効率性および競争力を強化すること。
 - (b) 流通網および情報ネットワークへのアクセスを改善すること。
 - (c) カンボジア※、ラオス※、ミャンマー※およびベトナムの約束が個々の開発段階に従ってなされることを認識すること。
 - (d) 第 12 条に従った各国の附属書のスケジューリングおよび改正の過程において、カンボジア※、ラオス※、ミャンマー※およびベトナムに適切な柔軟性を与えること。

¹² ※印は、国際連合経済社会理事会（ECOSOC）開発政策委員会の「後発開発途上国」を示す。

第 28 条

民間部門の関与

- 1 加盟国は、それぞれのサービス提供者間での対話、交流およびネットワーキングを奨励する。
- 2 加盟国は、サービス提供者または団体の代表者を招いて、サービス貿易に関する問題についての情報および／または見解を提供することができる。

第 VI 部

最終規定

第 29 条

その他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、加盟国が締結している他の国際協定¹³に基づく既存の権利および義務を減じない。

第 30 条

附属書および将来的な法的手段

- 1 この協定は次の附属書とその内容を含み、これらはこの協定の不可分の一部を構成する。
 - (a) 金融サービスに関する附属書
 - (b) 電気通信サービスに関する附属書
 - (c) 航空運送付随サービスに関する附属書
 - (d) 適合しない措置に関する附属書 I
 - (e) 適合しない措置に関する附属書 II
- 2 この協定に従って合意されたすべての将来的な法的手段は、この協定の不可分の一部を構成する。

¹³ 「他の国際協定」は租税に関する国際協定を含む。

第 31 条

組織機構

- 1 AEM は、この協定の実施に対して責任を負う。
- 2 AEM は、加盟国および関連する ASEAN 機関をまたぐこの協定の実施を調整および指揮する。
- 3 ASEAN サービス調整委員会（CCS）のほか、この協定の適用上、その他の関連する政府職員は、この協定の実施において AEM を支援する。
- 4 AEM は、その機能の遂行にあたり、下部組織を設置し、下部組織に対して任務の履行を委任し、または責任を委任することができる。

第 32 条

見直し

加盟国は、この協定の目的を拡大するため、この協定の効力発生から 5 年以内にこの協定の規定についての一般的な見直しを行う。その後においては、加盟国間で別段の合意のない限り、5 年ごとに、適合しない措置に関する附属書と合わせて、この協定の規定についての一般的な見直しを行う。

第 33 条

改正

- 1 この協定は、加盟国によって書面で合意された改正を通じて修正することができる。
- 2 1 の規定にかかわらず、第 30 条（附属書および将来的な法的手段）の 1 に定める附属書は、必要に応じて AEM、ASEAN 財務大臣・中央銀行総裁会議または ATM によって承認された改正を通じて修正することができる。この改正は、管理上、この協定に付属し、この協定の不可分の一部を構成する。

第 34 条

紛争解決

この協定において別段の定めのない限り、この協定の解釈または適用に関する紛争の解

決については、2004年11月29日にラオスのビエンチャンで署名された紛争解決制度の強化に関するASEAN議定書またはその後続を適用する。

第 35 条

利益の否認

加盟国は、次のいずれかのこの協定の利益を否認することができる。

- (a) 非加盟国の領域からまたは非加盟国の領域においてサービスが提供されることを証明できる場合、サービスの提供に対する利益
- (b) サービスが次のいずれかによって提供されることを証明できる場合、海上運送サービスの提供の場合の利益
 - (i) 非加盟国の法律に基づき登録されている船舶
 - (ii) 全部か一部かを問わず当該船舶を運用および／または使用する非加盟国の者
- (c) 他の加盟国のサービス提供者でないことを証明できる場合、法人であるサービス提供者に対する利益

第 36 条

ASEAN サービス枠組み協定（AFAS）にかかる移行措置

1 第12条（適合しない措置の表への移行）に従って、AFAS並びにAEM、AFMおよびATMによって署名されたAFSに基づく加盟国の約束表は、この協定の効力発生から7年間、ベトナムについてはこの協定の効力発生から9年間、カンボジア、ラオスおよびミャンマーについてはこの協定の効力発生から15年間において、効力を維持する。

2 AFASおよびその議定書は、1に定めるそれぞれの期間の終了時点で、この協定およびその附属書に置き換えられる。

第 37 条

効力発生

1 この協定は、署名から180日後に効力を生じる。

2 加盟国は、この協定の効力発生のために国内手続を完了する。各加盟国は、この協定の効力発生のための国内手続の完了後、ASEAN 事務局長に書面で通知する。

3 加盟国が署名日から 180 日以内に自国の国内手続の完了を通知できない場合、この協定に基づく当該加盟国の権利および義務は、国内手続の完了を通知した日において開始する。

4 ASEAN 事務局長は、この条の 2 に定める通知または各批准文書の寄託について速やかに全加盟国に通知する。

第 38 条

預託者

この協定は、ASEAN 事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し速やかに認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、ASEAN サービス貿易協定に署名した。

2020 年 10 月 7 日にフィリピンのマニラで、英語の正本 1 部に署名した。

金融サービスに関する 附属書

第 1 条 適用範囲

1 この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書でいう金融サービスの提供とは、次のいずれかのサービスの提供を意味する。

- (a) ある加盟国の領域からその他の加盟国の領域へのサービスの提供（第 1 モード：越境取引）
- (b) ある加盟国の領域における、その他の加盟国のサービス消費者へのサービスの提供（第 2 モード：海外消費）
- (c) ある加盟国のサービス提供者による、その他の加盟国の領域における業務上の拠点を通じたサービスの提供（第 3 モード：業務上の拠点）
- (d) ある加盟国のサービス提供者による、その他の加盟国の領域における自然人の移動を通じたサービスの提供（第 4 モード：自然人の移動）

2 この附属書は、次のような政府の権限の行使において提供されるサービスについては適用しない。

- (a) 中央銀行または金融当局が行う活動、およびその他公的機関が金融政策または為替政策を遂行するために行う活動
- (b) 社会保障または公的退職計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
- (c) 政府の勘定のためにもしくは政府の保証の下にまたは政府の財源を使用して公的機関が行うその他の活動

3 この附属書の適用上、加盟国が、2 の(b)または(c)に定める活動のいずれかについて、公的機関または金融サービス提供者と競合して自国の金融サービス提供者が行うことを許可する場合、「サービス」は当該活動を含む。

4 明確化のため、この附属書は、この協定の他の規定に矛盾する範囲において優先する。

第2条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「**金融サービスの越境取引**」とは、この附属書の第1条（適用範囲）の1の(a)および(b)の金融サービスの提供をいう。
- (b) 「**金融機関**」とは、金融仲介人その他企業であって、所在国である加盟国の法律に基づき中央銀行、金融当局または金融サービス当局より事業活動を許可されており、中央銀行、金融当局または金融サービス当局によって規制または監督されるものという。
- (c) 「**金融サービス**」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって、加盟国の金融サービス提供者が提供するあらゆるサービスをいう。金融サービスは、すべての保険および保険関連サービス、並びにすべての銀行サービスその他金融サービス（保険および保険関連サービスを除く。）を含む。金融サービスは、次の活動を含む。

保険および保険関連サービス

- (i) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
 - a) 生命保険
 - b) 生命保険以外の保険
- (ii) 再保険および再々保険
- (iii) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (iv) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他金融サービス（保険および保険関連サービスを除く。）

- (v) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (vi) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取りおよび商業取引に係る融資を含む。）
- (vii) ファイナンス・リース

- (viii) すべての支払および送金のサービス（クレジットカード、チャージカード、デビットカード、旅行小切手および銀行小切手を含む。）
 - (ix) 保証
 - (x) 自らのまたは顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
 - a) 短期金融市場商品（小切手、手形および預金証書を含む。）
 - b) 外国為替
 - c) 派生商品（先物およびオプションを含む。）
 - d) 為替および金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
 - e) 譲渡可能な有価証券
 - f) その他の譲渡可能な証書および金融資産（金銀を含む。）
 - (xi) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず、委託を受けた者として行う引受けおよび売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
 - (xii) 資金媒介業
 - (xiii) 資金運用（例えば、現金またはポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託および信託のサービス）
 - (xiv) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済および清算のサービス
 - (xv) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供および移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
 - (xvi) (v)から(xv)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会および分析、投資およびポートフォリオの調査並びにこれらについての助言、並びに企業の取得、再編および戦略についての助言を含む。）
- (d) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、または提供している、加盟国の自然人または法人をいう。ただし、金融サービス提供者は、

公的機関を含まない。

- (e) 「**新たな金融サービス**」とは、1つの加盟国の領域においていずれの金融サービス提供者によっても提供されていないが、その他の加盟国の領域において提供かつ規制される金融サービスをいう。これは、既存のもしくは新たな商品、または商品の提供の態様に関連するサービスを含む場合がある。
- (f) 「**公的機関**」とは、次のいずれかのものをいう。
 - (i) 加盟国の政府、中央銀行もしくは金融当局、または加盟国が所有もしくは支払する機関であって主として政府の機能の遂行もしくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
 - (ii) 中央銀行または金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関（ただし、当該機能を遂行しているときに限る。）
- (g) 「**自主規定機関**」とは、非政府組織（証券市場および先物市場、清算機関および決済代行機関その他の組織および団体を含む。）であって、法律または中央、地域もしくは地方の政府もしくは当局からの委任により、
 - (i) 自主規制機関として認められており、かつ／または
 - (ii) 管轄する金融サービス提供者または金融機関に対して規制または監督の権限を行使するものをいう。

第3条

新たな金融サービス

各加盟国（「受入側加盟国」）は、法を制定しまたは既存の法律を修正することなく、同様の状況の下にある自国の金融機関に対しては許可するだろう新たな金融サービスについて、自国の領域において設立された他の加盟国の金融機関からの、自国の領域における当該新たな金融サービスの提供に対する申請に対して適切な考慮を払う¹。

申請が承認される場合、当該新たな金融サービスの提供は、認可、制度または司法上の容態その他受入側加盟国の要件に準じる。

¹ 明確化のため、加盟国は、新たな金融サービスの提供の許可にあたり、新たな規定その他付属の措置を発行することができる。

第 4 条 セーフガード措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、加盟国は、次のことを条件に、信用秩序の維持（投資家、預金者、保険契約者もしくは金融サービス提供者が信認義務を負う者の保護を含む。）のため、金融体系の健全性および安定性を確保するため、または為替レートの安定性を確保するための措置をとることを妨げられない。

- (a) 当該措置がこの協定の規定に適合しない場合において、この協定に基づく加盟国の約束または義務を回避する手段として使用されないこと。
- (b) 為替レートの安定性を確保するための措置については、当該措置が必要な範囲を超えず、その制定または維持が正当化される状況でなくなった場合には撤廃されるとともに、最恵国待遇の原則に基づき適用されること。

2 この協定のいかなる規定も、加盟国に対し、公的機関が所有する個別の顧客の事柄もしくは勘定に関する情報または秘密の情報の開示を要求すると解してはならない。

第 5 条 承認

1 加盟国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用法を決定するにあたり、信用秩序の維持のための措置であって第三国または国際的な規制機関のものを承認することができる²。この承認は、調和その他の方法により行うことができるが、当該第三国もしくは国際的な規制機関との協定もしくは取決めに基づいてまたは一方的に行うことができる。

2 1 に規定する協定または取決めの当事者である加盟国は、当該協定または取決めが現行のもの将来のものかを問わず、その他の加盟国に対し、同様の規制および監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定または取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定もしくは取決めへの加入について交渉し、またはこれと同等の協定もしくは取決めについて交渉するための十分な機会を与える。加盟国は、一方的に承認を与える場合、その他の加盟国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための十分な機会を与える。

第 6 条 透明性

² 明確化のため、この附属書の第 11 条（最恵国待遇）のいかなる規定も、加盟国に対し、その他の加盟国の信用秩序の維持のための措置の承認を要求すると解してはならない。

- 1 加盟国は、外国の金融サービス提供者によるそれぞれの市場へのアクセスおよびそこの業務を円滑化するにあたり、金融サービス提供者の活動に関する透明性のある規制および方針が重要であることを認める。各加盟国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進することを約束する。
- 2 各加盟国は、自国が制定または維持し、一般に適用される措置が速やかに公表され、またはその他の方法で公に利用可能であることを確保する。これら情報は、各加盟国が選択した言語で公表することができる。各加盟国は、これら一般に適用される措置の翻訳または概要もしくは注釈を英語で公表するよう努める。別段の定めのない限り、このような公表は正式な翻訳として使用されない。
- 3 各加盟国は、実行可能な範囲において、次のことを行う。
 - (a) 金融サービスの提供に関して一般に適用される法令および規制を制定しようとする場合、当該法令およびその目的について、事前に利害関係者に公表または利用可能にすること。
 - (b) 利害関係者³およびその他の加盟国に対し、制定しようとする法令および規制に関する意見提出のための合理的な機会を与えること。
- 4 各加盟国の規制当局は、利害関係者に対し、金融サービスの提供に関する申請を完了するための要件（必要な書類を含む。）を利用可能なものとする。
- 5 規制当局は、申請者の書面の要請があった場合、当該申請者に対して申請状況を知らせる。規制当局は、申請者より追加情報を求める場合、不当に遅延することなく当該申請者に通知する。
- 6 規制当局は、金融サービスの提供に関する申請人からの不備のない申請から 180 日以内に行政上の決定を行う。申請は、すべての関連聴聞が行われ、すべての必要情報を受領したと規制当局が認めるまで不備のないものとはみなされない。規制当局は、180 日以内に決定を行うことが実行可能でない場合、不当に遅延することなく当該申請人に通知し、その後合理的な期間内に決定を行うよう努める。
- 7 申請を拒否した規制当局は、申請を拒否された申請者の書面の要請があった場合、当該申請者に対して申請の拒否の理由を知らせるよう努める。
- 8 各加盟国は、一般に適用される措置であって、この附属書の対象となるものに関する利害関係者からの照会に対応する適切な機構を維持または設置する。

³ 加盟国は、この条でいう利害関係者が、一般に適用される法令および規制の制定によって自己の直接的な経済的利益が影響を受ける可能性のある者であることの共通理解を確認する。

9 各加盟国は、一般に適用される規定であって、自国の自主規制団体⁴が制定または維持するものが速やかに公表されまたはその他の方法で公に利用可能となる⁵ことを確保するために利用可能と認める合理的措置をとる。

10 実行可能な範囲において、各加盟国は、最終規則の公表とその発効日との間に合理的な期間を設けるべきである。

第 7 条

支払および清算の制度

各加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立されたその他の加盟国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払および清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与およびリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、各加盟国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第 8 条

自主規制団体

加盟国は、他の加盟国の金融機関に対し、自国の領域における金融サービスの提供のために自主規制団体の構成員となること、当該自主規制団体への参加または当該自主規制団体の利用を要求する場合、当該自主規制団体がこの協定の第 6 条（内国民待遇）およびこの附属書の第 11 条（最恵国待遇）の義務を遵守することを確保するよう努める。

第 9 条

情報の移転および情報の処理

- 1 加盟国は、次のような措置をとってはならない。
 - (a) 金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要な情報の移転（電子的手段によるデータの移転を含む。）を妨げる措置
 - (b) 金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要な情報の処理を妨げる措置
 - (c) 輸入の規定が国際協定に沿っていることを条件に、金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要な装置の移転を妨げる措置

⁴ この項は、加盟国が自主規制団体を設置している場合に限り、当該加盟国について適用する。

⁵ 明確化のため、加盟国は、これら情報が各加盟国の選択した言語で公表できることに同意する。

2 1 のいかなる規定も、次のように解してはならない。

- (a) 国内法令および規制に従っており、かつ、この協定に基づく約束または義務を回避する手段として使用されない限りにおいて、個人情報、個人のプライバシー並びに個人の記録および勘定の秘密性を保護する加盟国の権利が制限される。
- (b) 加盟国の規制当局が、規制上理由または信用秩序の維持のために、自国の領域内の金融サービス提供者に対し、データ管理⁶および保存並びにシステム保守に関する国内規定の遵守、並びに自国の領域内での記録の写しの保持を求めることを妨げる。
- (c) 加盟国に対し、サービスの越境取引または海外消費であって、当該加盟国がこれに関して特定の約束をしていないものの許可（非居住者である金融サービス提供者が本人として、仲介者を通じてまたは仲介者として、この附属書の第 2 条の (a)(xv) に定める金融情報の提供および移転並びに金融データの処理を提供することの許可を含む。）を要求する⁷と解釈される。

第 10 条 紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について、この協定の第三 14 条（紛争解決）に基づいて設置されるパネルの構成員は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとする。

第 11 条 最恵国待遇

1 各加盟国は、他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対し、同様の状況においてその他の加盟国のいずれかのサービスおよびサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える⁸。

2 1 の規定にかかわらず、この協定の効力発生の後、1 つの加盟国がいずれかの加盟国ま

⁶ 明確化のため、データ管理は、国内支払取引の現地での処理義務を含む。

⁷ 明確化のため、加盟国は、サービスの越境取引又は海外消費に関して特定の約束をしていない場合、1 に定める金融サービス提供者による当該サービスの越境取引又は海外消費に関連した情報の移転、情報の処理又は装置の移転であって、1 に定めるものを制限する措置をとる権利を有する。ただし、加盟国は、サービスの越境取引又は海外消費に関連しない移転及び処理であって、グループ監督及び他の加盟国の報告要件の遵守を目的とするものを許可する義務を逃れない。

⁸ 明確化のため、1 及び 3 に定める義務は、AFAS 最終パッケージに基づく金融サービスに関する約束（ASEAN 銀行統合枠組（ABIF）を除く。）のみについて適用する。

たは非加盟国との協定を締結または改正した場合、その他の加盟国は、この協定に基づき、当該協定に基づいて定めるものより不利でない待遇を組み込むための交渉を求めることができる。被要請側加盟国は、要請側加盟国との交渉を開始する。最恵国待遇の原則に基づく残りの加盟国への優遇措置の適用は、被要請側加盟国の任意によるものとする。

3 加盟国は、最恵国待遇の除外の一覧に記載され、同一覧の条件を満たしていることを条件に、1の規定に反する措置を維持することができる。

4 この協定の規定は、国内で生産かつ消費されるサービスの国境区域に限定した交換の円滑化を目的として、加盟国が近隣国に優遇措置を与えることを妨げない。

第 12 条

金融統合を促進する取決め

1 2 カ国以上の加盟国（「参加加盟国」）は、特定の分野または小分野を対象としたサービス貿易の自由化について交渉および合意することができる。最恵国待遇の原則に基づく残りの加盟国への当該優遇措置の適用は、参加加盟国側での任意によるものとする。

2 参加加盟国は、ASEAN 事務局を通じて残りの加盟国へ交渉の進捗または結果（当該特定の分野または小分野に対する約束のスケジューリングを含む。）を通知する。参加加盟国間で進行中の交渉への参加を希望する加盟国は、参加加盟国と協議のうえ参加することができる。

3 1の規定に従って締結された協定の当事者でない加盟国は、参加加盟国の承諾を条件に、当該協定に参加することができる。

4 参加加盟国は、サービス貿易のさらなる自由化のため、全参加加盟国で合意された特定の分野または小分野について要因を改善することができる。

5 1の規定に従って締結されたすべての協定は、ASEAN 事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各参加加盟国に対し速やかに認証謄本を送付し、これ以外の加盟国にはその旨を通知する。

第 13 条

金融機関の市場アクセス⁹

この附属書の第 1 条（適用範囲）に定める第 3 モード（業務上の拠点）を通じた他の加盟

⁹ 加盟国は、この条に基づく金融機関についての市場アクセスに関する約束に関連する場合、自己の領域への資本の移転を許可することを約束する。

国の金融機関の市場アクセスに関して、加盟国は、自国の適合しない措置の表において別段の定めのない限り、一部の地域か領域全体かを問わず、次のいずれかの措置を維持または制定してはならない。

1 次の制限を課す措置

- (a) 金融機関の数の制限（数量割当、独占、排他的なサービス提供者または経済ニーズテストの要求のいずれによるものであるかを問わない。）
- (b) 金融サービスの取引または資産の総額に対する制限（数量割当てによるものまたは経済ニーズテストの要求によるもの）
- (c) 金融サービスの事業の総数または指定された数量単位によって表示された金融サービス総産出量の制限（数量割当てによるものまたは経済ニーズテストの要求によるもの）¹⁰
- (d) 特定の金融サービスの分野において雇用され、または金融機関が雇用する自然人であって、特定の金融サービスの提供に必要であり、かつ、当該適用に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるものまたは経済ニーズテストの要求によるもの）
- (e) 外資保有比率または個別もしくは合計の外国投資の上限に関して、外資参加に対する制限

2 金融機関がサービスを提供するにあたり、法定の事業体または合併企業について特定の形態を制限または指定する措置

第 14 条 国境を越える金融サービスの提供¹¹

1 各加盟国は、他の加盟国の国境を越える金融サービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ、附属書（国境を越える金融サービスの提供）に定める金融サービスを提供することを許可する¹²。

2 各加盟国は、自国の領域内に所在する者および自国の国民（所在地の如何を問わない。）

¹⁰ この号（パラグラフ（a）（iii）は、金融サービスの提供に対する投入を制限する加盟国の措置には適用されない。

¹¹ 明確化のため、これは、ネガティブリストの移行後に適用する。金融サービスに関する適合しない措置の表は、この協定の第 6 条（内国民待遇）及び第 10 条（経営幹部及び取締役会）並びにこの附属書の第 13 条（市場アクセス）及び第 14 条（国境を越える金融サービスの提供）のみを指す。

¹² 一の加盟国の附属書 [XX]（国境を越える金融サービスの提供）に定める金融サービスを提供する国境を越える金融サービス提供者に関し、国境を越える資本の移動がサービス自体の不可欠な一部である場合、当該加盟国は、当該資本の移動を許可することを約束する。

が、自国以外の加盟国の領域内に所在する国境を越えて金融サービスを提供する他の加盟国の金融サービス提供者から金融サービスを購入することを許可する。この義務は、加盟国に対し、自国の領域内においてこれら供給者が営業することまたは勧誘することの許可を要求するものではない。加盟国は、この義務の適用上、1 の規定に反しない限りにおいて、「営業すること」および「勧誘すること」を定義することができる。

3 国境を越える金融サービスの提供に関する信用秩序の維持のための他の手段を損なうことなく、加盟国は、国境を越えて金融サービスを提供する他の加盟国の金融サービス提供者および金融商品に対し、登録または認可を要求することができる。

第 15 条

拠点設置・居住要求

この協定の第 9 条（拠点設置・居住要求）は、金融サービスの提供については適用しない。

電気通信サービスに関する 附属書

第 1 条 適用範囲

- 1 この附属書は、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に影響を及ぼす加盟国の全ての措置について適用する。
- 2 この附属書は、各加盟国の国内法令および規制において定義される放送サービスに影響を及ぼす措置については適用しない。
- 3 この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはなら。
 - (a) この協定に基づく適合しない措置の表において別段の定めのない限り、加盟国が、他の加盟国のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網または伝送サービスの設置、建設、取得、賃貸、運用または提供を許可すること。
 - (b) 加盟国が、公衆一般に提供されない電気通信の伝送網もしくは伝送サービスを設置、建設、取得、賃貸、運用もしくは提供すること、またはこれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第 2 条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備またはサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。
- (b) 「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの最終的な消費者または加入者（公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。
- (c) 「不可欠な設備」とは、次の要件を満たす公衆電気通信の伝送網または伝送サービスに係る設備をいう。
 - (i) 単一または限られた数のサービス提供者によって専らまたは主として提供されること。
 - (ii) サービスの提供において代替されることが経済的または技術的に実行可能でないこと。

- (d) 「国際移動端末ローミング・サービス」とは、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信ネットワークが存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データまたはメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とする商業用移動端末サービスであって、公衆電気通信ネットワークまたは公衆電気通信サービスの提供者の間の商業上の契約に従って提供されるものをいう。
- (e) 「国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局」とは、電気通信規制機関その他権限のある関連当局、またはこれを所有もしくは支配する公衆電気通信の伝送網もしくは伝送サービスの提供者が決定するところにより、国際的な海底ケーブルシステムとの接続が起こる施設²⁶をいう。
- (f) 「専用回線」とは、2以上の指定された地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられるものをいう。
- (g) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの関連する市場への参加の条件（価格および供給に関するもの）に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
- (i) 不可欠な設備の管理
 - (ii) 当該市場における自己の地位の利用
- (h) 「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。
- (i) 「個人情報」とは、特定されたまたは特定可能な自然人に関するあらゆる情報をいう。
- (j) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信のインフラ構造をいう。
- (k) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、加盟国が公衆一般に提供されることを明示的にまたは事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、2以上の地点の間で、その形態または内容の終端における変更を伴わずに、顧客が提供する情報を伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックスおよびデータ伝送を含む。
- (l) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信および受信をいう。
- (m) 「電気通信規制機関」とは、加盟国の国内法令および規制に基づき、電気通信に規制について責任を負う当該加盟国の領域内の1または2以上の機関をいう。
- (n) 「利用者」とは、公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの最終利用者または

²⁶ タイについては、その他の指定されたアクセス地点を含む。

提供者をいう。

第3条 アクセスおよび利用

1 各加盟国は、この協定に基づく適合しない措置の表において別段の定めのない限り、他の加盟国のサービス提供者が、適時に、また、透明性があり、合理的で、かつ、差別的でない条件で、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスへのアクセスおよびその利用を与えられることを確保する。この義務は、特に、2から6までに適用される。

2 各加盟国は、他の加盟国のサービス提供者が、自国の領域内でまたは自国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網または伝送サービス（専用回線を含む。）へのアクセスおよびその利用ができることを確保するものとし、これを達成するため、5および6の規定に従って、これらサービス提供者に対し、次のことを許可する。

- (a) 当該伝送網に接続され、これらサービスの提供に必要な端末その他装置を購入または賃借し、接続すること。
- (b) 専用回線または自営回線を、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスまたはその他のサービス提供者の専用回線もしくは自営回線と接続すること。
- (c) あらゆるサービスの提供にあたり自己の選択するプロトコルを利用すること（公衆一般への電気通信の伝送網および伝送サービスの利用可能性を確保するために必要なものを除く。）。

3 各加盟国は、他の加盟国のサービスの提供者が、自国の領域内におけるまたは自国の国境を越える情報の移動（企業内通信を含む。）のために、また、いずれかの加盟国の領域においてデータベースに含まれ、または機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスを利用できることを確保する。

4 3の規定にもかかわらず、加盟国は、次のいずれかのために必要な措置をとることができる。

- (a) 通信の安全および秘密の確保
- (b) 公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの最終利用者の個人情報の保護

ただし、恣意的もしくは不当な差別の手段となるような態様またはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5 各加盟国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

- (a) 公衆電気通信の伝送網および伝送サービスの提供者の公衆サービスに対する責

任、特に、これらサービス提供者が自己の公衆電気通信の伝送網および伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

- (b) 公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6 5 に定める基準を満たすことを条件に、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

- (a) 公衆電気通信の伝送網および伝送サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件
- (b) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のため、また、十七条（国際機関との関係）に定める目標の達成を推進するための要件
- (c) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定および当該伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件
- (d) 専用回線または自営回線と、公衆電気通信の伝送網もしくは伝送サービスまたはその他のサービス提供者の専用回線または自営回線との接続に対する制限
- (e) 通知、許可、登録または免許

第 4 条

番号ポータビリティ

各加盟国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者が、技術的および経済的に実行可能な範囲において、適時に、また、合理的で、かつ、差別的でない条件で、国内法令および規制に従った移動端末サービスのための番号ポータビリティを提供することを確保する。

第 5 条

競争条件の確保のためのセーフガード²⁷

1 各加盟国は、サービス提供者（単独または共同で主要なサービス提供者であるもの）が反競争的行為を行い、または継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2 1 に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。

²⁷ カンボジア及びタイは、2019年末までにこの条を適用することを約束する。

- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報および商業上の関連する情報であって、公衆電気通信の伝送網または伝送サービスのその他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを、これら提供者が適時に利用できるようにしないこと。

第 6 条

主要なサービス提供者による待遇

各加盟国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網および伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において、当該主要なサービス提供者の子会社、当該主要なサービス提供者が提携する会社または当該主要なサービス提供者が提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

- (a) 同種の電気通信の伝送サービスの利用可能性、提供、料金²⁸または品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第 7 条

再販売²⁹

各加盟国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者による公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対し、不合理または差別的な条件または制限を課さないことを確保する。

第 8 条

相互接続³⁰

1 各加盟国は、自国の国内法および規制において定められる範囲において、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網の提供者が、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者に対して相互接続を提供することを確保する。

2 各加盟国は、自国の領域内の不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網および伝送サービスの提供者の設備および機器に対し、技術

²⁸ インドネシアは、2020 年末までにこの情報を適用することを約束する。

²⁹ ブルネイ・ダルサラーム国は、卸売で公衆電気通信サービスを購入する免許保有者が当該サービスの再販売を最終利用者に対してのみ行うことを要求することができる。

カンボジアは、2019 年末までにこの条を適用することを約束する。

インドネシアは、自国の国内法及び規制に反映された後、この条を適用することを約束する。

ベトナムは、2020 年末までにこの条を適用することを約束する。

³⁰ カンボジアは、2019 年末までにこの条を適用することを約束する。

的に実行可能ないかなる接続点においても、次の条件を満たす相互接続を提供することを確保する。

- (a) 差別的でない条件（技術上の基準および仕様を含む）および料金に基づいて、当該主要サービス提供者の同種のサービス、当該主要なサービス提供者が提携していないサービス提供者の同種のサービスまたは当該主要なサービス提供者の子会社もしくは当該主要なサービス提供者が提携する会社の同種のサービスに対し、当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。
- (b) 適時に、また透明性があり、経済的実行可能性に照らして合理的であり、かつ、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要としないネットワークの構成部分または設備について支払をする必要がないように十分に細分化された条件（技術上の基準および仕様を含む。）および料金（原価に照らして定められるもの）で提供されること。
- (c) 要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスの多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供されること。

3 各加盟国は、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれかの選択肢を通じて、自国の領域内の不可欠な設備を管理する主要なサービスの提供者の設備および機器に、自己の設備および機器を相互接続できることを確保する。

- (a) 自国の電気通信規制機関が承認した接続約款（不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して一般に提供する料金および条件を含んでいるもの）
- (b) 相互接続に関する既存の契約に定める条件
- (c) 商業上の交渉を通じた相互接続に関する新たな契約

4 各加盟国は、主要なサービス提供との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとする。

5 各加盟国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、相互接続に関する自己の契約と接続約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

6 各加盟国は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、公衆電気通信の伝送網もしくは伝送サービスの提供者またはこれらの最終利用者に関する商業上機微なまたは秘密の情報であって、公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者の電気通信施設との相互接続事業を通じて取得されたものを、当該相互接続事業以外の目的に使用または提供しないことを確保する。

第 9 条

専用回線によるサービスの提供および価格の決定³¹

各加盟国は、自国の領域内の不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網および伝送サービスの提供者に対し、合理的で、かつ、差別的でなく、透明性ある条件および料金で、専用回線を提供することを確保する。

第 10 条

コロケーション³²

加盟国は、自国の国内法令および規制に従って、自国の領域の不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者に対し、合理的で、差別的でなく（適時であるかどうかに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件（該当する場合には、技術的な実行可能性および空間の利用可能性を含む。）および料金で、当該主要なサービス提供者の建物内に自己の装置を設置することを許可することを確保する。

第 11 条

独立の電気通信規制機関

1 各加盟国は、自国の電気通信規制機関が、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者からも分離され、かつ、何れの公衆電気通信サービスのサービス提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2 各加盟国は、自国の電気通信規制機関による決定および手続が、市場のすべての参加者について公平であることを確保する。

第 12 条

ユニバーサル・サービス

各加盟国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、透明性があり、差別的でなく、かつ、競争中立的な態様で運営され、また、加盟国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならない者であることを条件に、それ自体が反競争的であるとみなされない。

³¹ カンボジアは、2019 年末までにこの条を適用することを約束する。

インドネシアは、自国の国内法及び規制に反映された後、この条を適用することを約束する。

ベトナムは、2020 年末までにこの条を適用することを約束する。

³² カンボジアは、2019 年末までにこの条を適用することを約束する。

インドネシアは、自国の国内法及び規制に反映された後、この条を適用することを約束する。

タイは、2019 年末までにこの条を適用することを約束する。

ベトナムは、2020 年末までにこの条を適用することを約束する。

第 13 条

免許³³

1 公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供について免許、特許、許可、登録その他の承認が必要な場合、各加盟国は、次の事項について、公に利用可能なものとする。

(a) 免許その他の承認に係るすべての基準および手続、並びに免許、特許、許可、登録その他の承認の申請に関する決定を行うために通常必要とする期間

(b) 自国が発行した個別の免許、特許、許可、登録その他の承認の条件³⁴

2 加盟国の権限のある当局は、決定を行った後、不当に遅延することなく、申請者に対してその申請の結果を通知する。免許、特許、許可、登録その他の承認に対する申請を拒否する決定が行われた場合、加盟国の権限のある当局は、要請に応じて、当該申請者に対して申請の拒否の理由を知らせる。

第 14 条

希少な資源の分配および利用³⁵

1 各加盟国は、客観的で、透明性があり、かつ、差別的でない態様で、また、適時に、電気通信に係る希少な資源（周波数および番号を含む。）の分配および利用のための手続を実施する。

2 各加盟国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能ものとするが、政府の特定の利用のために分配された周波数帯の詳細を提供することを要求されない。

3 加盟国がスペクトルを分配しおよび割り当て、並びに周波数を管理する措置は、それ自体では、この協定の第 8 条（市場アクセス）に反する措置ではない。従って、各加盟国は、この協定の他の規定に反しない態様で行使することを条件に、スペクトルおよび周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者の数を制限する効果のある者を設定および適用する権利を留保する。当該権利は、現在および将来の必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

³³ カンボジアは、2019 年末までにこの条を適用することを約束する。

³⁴ 明確化のため、これら条件は、秘密の情報を含んだ免許保有者特有の条件を含めることができない。

³⁵ カンボジアは、2019 年末までにこの条を適用することを約束する。

第 15 条

透明性

各加盟国は、公衆電気通信の伝送網および伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に影響を及ぼす条件についての関連情報（料金その他のサービスの条件、当該ネットワークおよびサービスとの技術的インタフェースの仕様、アクセスおよび利用に影響を及ぼす標準の作成および採用に責任を負う機関に関する情報、端末その他の機器の接続に適用する条件、許可、登録または免許の要件を含む。）を公に利用可能なものとする。

第 16 条

電気通信に関する紛争の解決

1 各加盟国は、他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者が、自国の国内法令および規制に従いこの附属書に基づいて生じる紛争を解決するため、自国の電気通信規制機関または紛争解決機関に対して、適時に申立ての手段を有することを確保する。

2 各加盟国は、自国の国内法令および規制に従って、関連する自国の電気通信規制機関の決定により悪影響を受けた公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者が、当該決定の再検討のため、当該機関に対して申し立てできることを確保する。いずれの加盟国も、適切な当局が当該決定を停止し、または撤回しない限り、再検討の申請を行ったことが当該機関の当該決定を遵守しないことの理由を構成するものと認めてはならない。

3 各加盟国は、関連する自国の電気通信規制機関の最終決定により悪影響を受けた公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者が、自国の国内法令および規制に従って当該決定の見直しを受けることができることを確保する。

第 17 条

国際機関との関係

加盟国は、電気通信ネットワークおよび電気通信サービスの世界的な互換性および相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合および国際標準化機構を含む。）の活動を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第 18 条

国際移動端末ローミング

1 加盟国は、加盟国間の貿易の拡大の推進を助長し、消費者の福祉を向上させ得る国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを推進することについて、協力するよう努める。

2 加盟国は、国際移動端末ローミングの料金およびローミング・サービスの技術的な代替手段について、透明性を高め、競争を強化するため、次のような措置をとることを選択することができる。

- (a) 消費者が小売料金に関する情報に容易にアクセスできることを確保する措置
- (b) ローミングの技術的な代替手段であって、他の加盟国の領域から1つの加盟国の領域を訪問している消費者が自己の選択する装置を使用して電気通信サービスにアクセスすることを可能にするものを利用することに対する障害を最小限にする措置

3 加盟国は、1つの加盟国が、国際移動端末ローミングの料金に関して競争（商業上の取り決めを通じたものを含む。）を促進し、または国際ローミング・サービスの卸売および／もしくは小売の料金が合理的なものであることを確保するため、当該料金に影響を及ぼす措置を採用もしくは維持することを選択できることを認める。当該の加盟国は、適当と認める場合、その他の加盟国と当該措置の実施を円滑にする仕組みについて協力し、当該仕組みを実施すること（当該その他の加盟国と取決めを行うことによって協力および実施することを含む。）ができる。

4 1つの加盟国（「第1加盟国」）は、国際移動端末ローミング・サービスの卸売および／または小売の料金または条件の規制を選択する場合において、他の加盟国（「第2加盟国」）が第1加盟国との間で両加盟国のサービス提供者のための国際移動端末ローミング・サービスの卸売／または小売の料金または料金を相互に規制する取決めを行っている場合、当該第2加盟国の公衆電気通信サービスの提供者がその顧客による第1加盟国の領域におけるローミングのために国際移動端末ローミング・サービスの卸売および／または小売の規制された料金または条件にアクセスできることを確保する³⁶。ただし、当該第1加盟国は、当該第2加盟国のサービス提供者に対し、当該規制された料金または条件にアクセスするための条件について合意するために商業的な交渉を十分に活用するよう要求することができる。

5 4の規定に従って国際移動端末ローミング・サービスの卸売および／または小売の規制された料金または条件へのアクセスを確保する加盟国は、この協定の第7条（最恵国待遇）並びにこの附属書の第3条（アクセスおよび利用）および第6条（主要なサービス提供者による待遇）の規定に基づく自国の義務を遵守しているものとみなされる。

6 この条のいかなる規定も、加盟国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金または条件を規制することを要求するものではない。

³⁶ 明確化のため、

(a) いずれの加盟国も、国際貿易協定の最恵国待遇の規定又は電気通信に特有の無差別待遇の規定に従って当該第1加盟国が自国に対して負う義務のみを根拠として、この条に規定する国際移動端末ローミング・サービスの卸売及び／又は小売の規制された料金又は条件へのアクセスを自国のサービス提供者のために求め、又は得てはならない。

(b) 当該第2加盟国のサービス提供者は、当該第1加盟国によって規制された料金又は条件が(a)に規定する取決めに基づいて相互に規制された料金又は条件と合理的に同等なものである場合に限り、当該第1加盟国によって規制された料金又は条件への(a)の規定に基づくアクセスが認められる。当該第1加盟国の電気通信規制機関は、意見の相違がある場合、これらの料金又は条件が合理的に同等なものであるかどうかを決定する。この注釈の適用上、「合理的に同等な料金又は条件」とは、関連するサービス提供者が合理的に同等なものであると合意する料金若しくは条件、又はその合意がない場合には、当該第1加盟国の電気通信規制機関が合理的に同等なものであると決定する料金若しくは条件をいう。

第 19 条

国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局^{37 38}

1 加盟国は、自国の国内法令および規制に基づき、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網の提供者に対し、公衆電気通信の伝送網として国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局の運営を許可している場合、当該サービス提供者が、その他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者に対し、同様の状況において、合理的で、かつ、差別的でない待遇を与えることを確保する。

2 海底ケーブルの陸揚施設およびサービスが経済的または技術的に代替できない場合、各加盟国は、自国の領域内の国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局を所有または管理する主要なサービス提供者が、合理的で、差別的でなく、かつ、透明性のある条件および料金で、その他の加盟国の公衆電気通信の伝送網または伝送サービスの提供者に対し、次のことを許可することを確保する。

- (i) 国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局にアクセスすること。
- (ii) 国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局において送信装置および経路装置を設置すること。

³⁷ インドネシアは、自国の国内法及び規制に規定されている範囲でこの条を適用する。

³⁸ ベトナムについては、

- (i) ベトナムの領域内の国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局を所有又は管理する主要なサービス提供者のみについて、この条を適用する。
- (ii) 2の(i)に基づき、国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局へのアクセスは、関連するベトナムの国内法令及び規制に準拠する。
- (iii) 2の(ii)に基づき、ベトナムの領域内の主要なサービス提供者が所有又は管理する国際的な海底ケーブルシステムの陸揚局に関するコロケーションは、物理的コロケーションを含まない。仮想コロケーションを含む場合がある。

航空運送付随サービスに関する 附属書

- 1 「航空機の修理および保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機またはその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
- 2 「航空運送サービスの販売およびマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売およびマーケティング（市場調査、広告、流通等のすべての分野を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定およびサービスに適用される条件を含まない。
- 3 「コンピュータ予約システム（CRS）サービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、料金および料金規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約または発券を行うことによってそのシステムが提供するサービスをいう。
- 4 「乗務員付でない航空機リース」とは、乗務員付でない航空機のリースをいい、通常「ドライリース」と呼ばれる。多くのリース契約において、乗務員を提供する借手が、航空機の運用管理を行わなければならない、すべての付帯責任を負う。
- 5 「乗務員付の航空機リース」とは、乗務員付の航空機のリースをいい、通常「ウェットリース」と呼ばれる。ウェットリースでは、通常、貸手が航空機の運用管理を行う。一般に、ウェットリースの状況では、航空機の登録国の権限のある当局によって発行された航空運送事業許可（AOC）の下に、当該航空機が運用されるべきである。
- 6 「利用航空貨物運送サービス」とは、仕出港から最終仕向港までの航空便による物品の運送のために、荷主／荷受人に代わって提供され、または行われる航空運送の活動および手配並びに関連サービスをいう。

当該サービスは、次のサービスを含む。

- (i) 航空会社との貨物積載場所の確保
- (ii) 必要な輸出入書類の作成
- (iii) 通関手続の処理
- (iv) 引取りおよび配送
- (v) 梱包／倉庫管理
- (vi) 貨物の混載およびばら積み
- (vii) ドア・トゥー・ドアおよび物流サービス
- (viii) 国内輸送サービス

7 「貨物取扱い」とは、航空便で運送されたあらゆる種類の貨物の保管および取扱いのための倉庫、設備またはサービスのために提供または手配されたサービスをいう。貨物取扱サービスは、出荷貨物、入荷貨物および中継貨物の物理的な取扱いおよび書類上の取扱い、異常対応、航空貨物輸送用具（ULD）の管理、並びに税関管理に関連するサービスを含む。

8 「航空機ケータリングサービス」とは、航空機のための食品および飲料の準備／調理（ケータリング装置および備品の積込・積卸、航空機への／航空機からのバーカート、雑誌、花、土産物および雑貨の手配、ケータリング装置の洗浄、清掃、保管、並びに機内布物の洗濯を含む。）をいう。

9 「給油サービス」とは、航空機および空港車両用の燃料タンカーの管理および運用、並びに給油製品の販売をいう。（国際連合中央生産分類（CPC）74220、74610、61300、62113、62271）

10 「航空機ライン・メンテナンス」とは、機内および基地局で行われる定期および非定期の検査および不具合修正であって、24時間以内に終了するものをいう。

11 「駐機場サービス」とは、到着から出発までの駐機中に、地上支援機材によって航空機に提供されるサービスをいう。

当該サービスは次のものを含む。

- (i) 地上支持機材（GSE）（すなわち、航空機けん引車、空調装置、エアスタートユニット、補助動力装置、積込装置、航空貨物輸送用具（ULD））
- (ii) 航空機と旅客ターミナル間で旅客および乗務員を移動させるランプバスサービス
- (iii) 駐機エリア内の航空機および旅客に対する警備サービス
- (iii) トイレおよび航空機内装清掃サービス
- (iv) 飲料水サービス
- (v) 郵便サービス
- (vi) 地上支持機材（GSE）および航空貨物輸送用具（ULD）の保守

12 「手荷物取扱い」とは、ターミナルにおける発着システム上でのプロセスをいう。出発時の手荷物取扱いは、(1)空港区域外でのインタウンチェックイン旅客の確認、(2)空港ターミナルでのチェックイン、および、(3)航空機ゲートにおける旅客の受託手荷物のチェックインおよび当該地点におけるチェックインからなる。到着時の手荷物取扱いは、(1)航空機からの手荷物の積卸、(2)航空機と手荷物受取所間の手荷物の輸送、(3)手荷物受取所への手荷物の積込からなる。

13 「旅客取り扱い」とは、運送人の手順および指示に従ってチェックイン地点から航空機側までの間で旅客へサービスを提供する責任をいう。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210061>



本資料に関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 アジア大洋州課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5179

E-mail：ORF@jetro.go.jp